

【令和2年2月時点】

【令和2年10月一部修正】

事業名称：要支援認定者の生活自立支援
事業概要：介護給付費の適正化を目指し、リハビリテーション専門職を配置して福祉用具・住宅改修利用に関する助言や自立支援プログラムを提供。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

地方公共団体	熊本県合志市	
社会的課題及びその背景	一般的に要支援認定者は要支援・要介護度が進行する割合が高く、通所系サービスを利用する以外に社会参加のない人の割合も高い。そのため、日常生活支援総合事業 ¹ を通して生活機能の向上及び社会参加の促進を図ることが求められている。 合志市でも、日常生活支援総合事業を行っているが、認知度不足等により利用は低調である。合志市では、要支援認定者が、日常生活支援総合事業を積極的に利用し、生活自立につなげるものが課題となっている。	
目指す成果	日常生活支援総合事業を通して要支援認定者への自立支援を強化し、健康寿命延伸とそれによる介護給付費の適正化を目指す。	
サービス対象者	新規に介護申請を行った、または行う意思のある合志市の要支援認定者 50 人	
事業関係者	委託者	厚生労働省
	受託者	株式会社くまもと健康支援研究所
	サービス提供者	株式会社くまもと健康支援研究所
	資金提供者	株式会社肥後銀行
	第三者評価機関	特定非営利活動法人ソーシャルバリュージャパン
	中間支援組織	株式会社くまもと健康支援研究所
サービス内容	くまもと健康支援研究所は、合志市の介護相談窓口のリハビリテーション専門職を配置し、福祉用具・住宅改修利用の適正化及び自立支援につながるサービスを、日常生活支援総合事業として提供する。 ① 福祉用具・住宅改修利用の適正化 相談窓口相談にきた要支援認定者に対して、リハビリテーション専門職が、福祉用具・住宅改修利用の適正化につながる助言を行う。	

¹ 市区町村が、要支援者及び65歳以上を対象に行う介護予防事業。

【令和2年2月時点】

【令和2年10月一部修正】

		<p>② 自立支援</p> <p>相談窓口に来た新規の介護認定申請者に対して、リハビリテーション専門職の同行のもとで地域包括支援センターにおいてアセスメント等を行い、自立支援に特化した多職種自立支援プログラム「元気が出る学校・こうし元気クラブ」への参加勧奨を行う。サービス対象者が当該プログラムの受講を終えた後は、社会参加を支援する。</p>
成果指標		<p>■福祉用具・住宅改修利用の適正化の成果指標</p> <ul style="list-style-type: none">・リハビリテーション専門職による福祉用具・住宅改修点検件数：目標値 50 件・不要な福祉用具・住宅改修の是正件数：目標値 20 件 <p>■自立支援の評価指標</p> <ul style="list-style-type: none">・窓口対応件数：目標値 50 件・リハビリテーション専門職による訪問アセスメント件数：目標値 40 件・相談窓口での相談がきっかけとなって参加した多職種連携自立支援プログラム参加者数：目標 20 人
事業期間		<p>平成 30 年 8 月～平成 31 年 3 月（8 カ月間）</p> <p>【内訳】</p> <p>サービス提供期間：平成 30 年 8 月～平成 31 年 2 月</p> <p>評価時期：平成 31 年 3 月</p> <p>支払時期：平成 31 年 3 月</p>
契約金額	総額	9,000 千円（うち、事業費 8,519 千円）
	最低支払額	なし
	成果連動支払額	<p>総額と同じ。</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none">・リハビリテーション専門職による福祉用具・住宅改修点検件数：目標値 50 件達成につき事業費の 15%・不要な福祉用具・住宅改修の是正件数：是正件数 1 件あたり 50 千円（上限：1,000 千円）・窓口対応件数：目標値 50 件達成につき事業費の 15%・リハビリテーション専門職による訪問アセスメント件数：目標値 40 件達成につき事業費の 19%・窓口からの多職種連携自立支援プログラム参加者数：参加者 1 人あたり 200 千円（上限：4,000 千円）
財政効果	費目	介護給付費（介護保険被保険者及び市負担分）

【令和2年2月時点】

【令和2年10月一部修正】

の試算	金額	13,250千円 ※支払額は除いていない。 1人あたり削減額1,060千円×想定介入成功者20人×被保険者及び市負担分62.5%
国の補助の活用の有無		厚生労働省平成30年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（最低支払、成果連動支払に充当）
債務負担行為の有無		なし
事業者選定方法		公募型プロポーザル方式にて受託者を選定。
成果実績		評価の結果、成果指標「相談窓口での相談がきっかけとなって参加した自立支援プログラム参加者数」のみ目標未達となったが、地域包括支援センターへの初回訪問にリハビリテーション専門職が同行することで、地域包括支援センターの業務の効率化、円滑化を実現した。また、リハビリテーション専門職が同行することで、同行した60%の人の福祉用具・住宅改修の是正が可能であることが分かった。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

くまもと健康支援研究所の分析によると、要支援認定者は要支援・要介護度が進行する割合が高く、その原因として、要支援認定者の約50%が下肢筋力低下等の廃用症候群²の疑いがあることが挙げられている。これらの要支援認定者は、移動能力、起立動作、立位動作の低下（ADL³低下）等の症状が顕著であり、多くの場合、通所系サービスを利用する以外に社会参加がない、いわゆる「ときどきデイサービス ほとんど閉じこもり」の状況である。

このような状況に対して、合志市では、日常生活支援総合事業により、既存の介護保険サービス・介護人材に依存しない多様なサービスを提供し、要支援認定者の生活機能の向上及び社会参加の促進に取り組んできた。その背景には、合志市では今後20年間で約4,000人の後期高齢者の増加が見込まれており、介護給付費の適正化が喫緊の課題となっていたことがあった。

しかしながら、日常生活支援総合事業によるサービスの利用は必ずしも好調ではなかった。その要因として、実施主体である地域包括支援センターの業務量が過多となっており、個別案件に対しての専門的な対応が必ずしも十分に実施できていなかったこと、また、サービス提供にあたり派遣を受けていた医療機関の職員数が限られていたことがあった。

合志市と地域包括ケアシステム推進の取組みで協定を締結していただくくまもと健康支援研

² 安静状態が長期に渡って続くことによって起こる、様々な心身の機能低下等を指す。

³ 他者の力を借りずに日常生活を送るための最低限必要な動作（起居、移乗、移動、食事、更衣、排泄、入浴、整容）。

【令和2年2月時点】

【令和2年10月一部修正】

研究所は、これらの課題を解決するために、自立支援の専門職であるリハビリテーション専門職を活用したサービスを構築した。また、くまもと健康支援研究所は、以前より当該サービス内容及びSIBを活用した事業スキームについて構想を有していたことから、当該サービスの有効性を検証し、また、SIB事業の導入可能性を検討するために、厚生労働省平成30年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（以下「平成30年度厚生労働省モデル事業」という。）を活用して行うこととした。

平成30年度厚生労働省モデル事業の実施にあたり、以前からくまもと健康支援研究所とSIBに関して協力している肥後銀行が資金提供を行った。また、成果指標及び支払条件はソーシャルバリュージャパンから助言を得ながらくまもと研究支援研究所が検討した。合志市にとっては、平成30年度厚生労働省モデル事業を活用した本事業は財政的負担を伴わないこと、かつ合志市が抱える課題の解決が期待されることから参画を決めた。

イ 体制の詳細

くまもと健康支援研究所は、合志市、肥後銀行、本SIB事業の中間支援組織であるソーシャルバリュージャパンとコンソーシアムを組成して、平成30年度厚生労働省モデル事業に応募し、採択された。厚生労働省とくまもと健康支援研究所が業務委託契約を締結した。これを受けて、くまもと健康支援研究所は、ソーシャルバリュージャパンと委託契約を締結し、また、肥後銀行から融資による資金提供を受けた。

厚生労働省からの支払は約半額が成果連動であるため、成果連動支払リスク（成果が出なければ厚生労働省から支払がなく、融資した資金を回収できないリスク）は肥後銀行が負った。

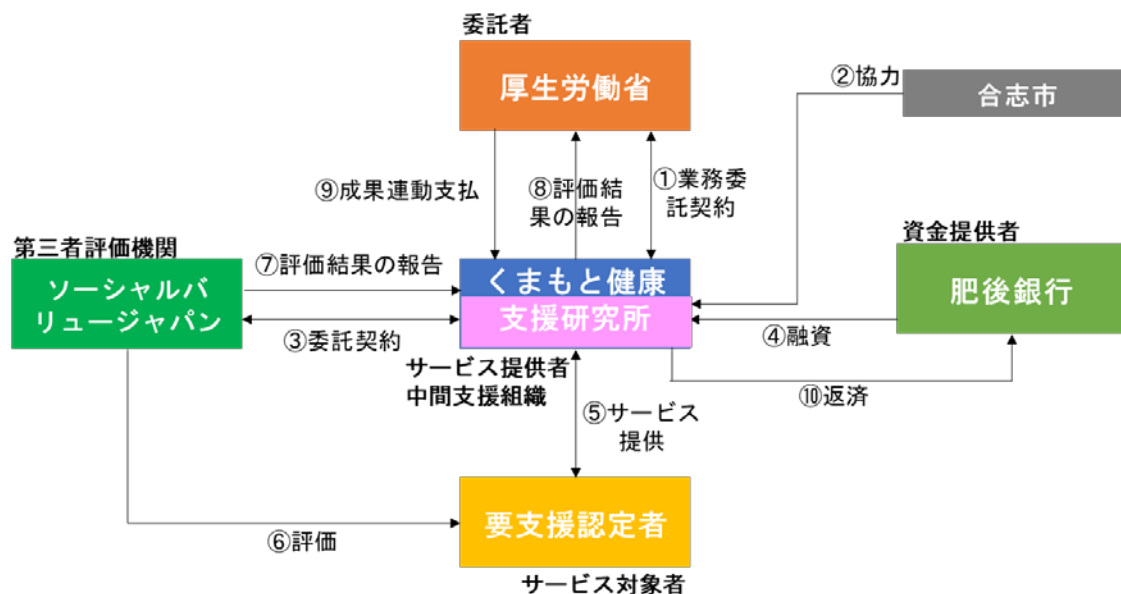
くまもと健康支援研究所は、資金提供を受けてサービス提供を行った。サービス提供期間中、合志市は庁舎内に介護相談窓口の設置を許可したほか、窓口からの多職種連携自立支援プログラム参加者数や不要な福祉用具・住宅改修の是正件数のデータをソーシャルバリュージャパンに提供した。また、くまもと健康支援研究所は、ソーシャルバリュージャパンの助言を得ながら、サービスの内容を改善し、その内容を定期的に合志市と共有した。

サービス提供終了後、ソーシャルバリュージャパンが成果を評価し、くまもと健康支援研究所に報告した。

くまもと健康支援研究所は、本事業の評価結果を含む業務報告書を作成し、厚生労働省に報告した。厚生労働省は、業務報告書の提出を受けて、くまもと健康支援研究所に最低支払額及び成果連動支払額を支払った。くまもと健康支援研究所は、厚生労働省からの支払をもって肥後銀行に資金を返済した。

【令和2年2月時点】
 【令和2年10月一部修正】

図表 1 事業体制



ウ 事業スケジュール

くまもと健康支援研究所は、以前より当該サービス内容及び SIB を活用した事業スキームについて構想を有していた。

平成 30 年 8 月から平成 30 年度厚生労働省モデル事業が開始されることを受けて、同年 7 月までに応募の準備を行い、申請した。

平成 30 年 8 月に採択を受けて、くまもと健康支援研究所は、同月から平成 31 年 2 月までサービス提供を行った。

平成 31 年 3 月に評価を実施し、その結果に基づき支払を受けた。

図表 2 事業スケジュール

		平成30年度			
		Q1	Q2	Q3	Q4
応募準備					
応募					
契約締結					
サービス提供					
評価					
支払	最低支払				
	成果連動支払				

【令和2年2月時点】

【令和2年10月一部修正】

エ 評価手法

① 成果指標の設定

サービス内容のうち、福祉用具・住宅改修利用の適正化を評価するための成果指標は、リハビリテーション専門職による福祉用具・住宅改修点検件数、不要な福祉用具・住宅改修の是正件数である。

また、自立支援を評価するための成果指標は、窓口対応件数、リハビリテーション専門職による訪問アセスメント件数、相談窓口での相談がきっかけとなって参加した自立支援プログラム参加者数である。

なお、くまもと健康支援研究所は、身体機能の維持・改善、認知機能の維持・改善、セルフケアの定着、社会参加の増加についても重要な成果指標であると考えているが、これらの成果は比較的長期間をかけて現れるものであり、事業期間内には把握できないため、成果連動支払に関する指標としなかった。本事業とは別に、これらについて令和3年2月まで評価を行うこととしている。

② 評価方法

第三者評価機関であるソーシャルバリュージャパンは、くまもと健康支援研究所の報告及び合志市から提供されたデータに基づき、各成果指標の確認を行う。

なお、ソーシャルバリュージャパンは、評価のほかに、事業開始前段階においては成果指標や支払条件の設定に対する助言、事業実施期間中においては把握されたデータ等に基づくサービス内容の改善助言等も行った。

オ 支払条件

各成果指標に対する支払基準は以下のとおりである。

窓口対応件数、リハビリテーション専門職による訪問アセスメント件数、リハビリテーション専門職による福祉用具・住宅改修点検係数は、それぞれ目標値を超えた場合に、予め定めた総額の一定割合が支払われる。

窓口からの自立支援プログラム参加者数は、1人あたりの単価を定め、達成した人数に応じた額が支払われる。不要な福祉用具・住宅改修是正件数は1件あたりの単価を定め、達成した件数に応じた額が支払われる。

図表 3 支払基準

成果指標	支払基準
窓口対応件数	目標値 50 件達成につき総額の 15%を支払う。
リハビリテーション専門職による訪問アセスメント件数	目標値 40 件達成につき総額の 19%を支払う。

【令和2年2月時点】

【令和2年10月一部修正】

成果指標	支払基準
リハビリテーション専門職による福祉用具・住宅改修点検件数	目標値 50 件達成につき総額の 15%を支払う。
窓口からの多職種連携自立支援プログラム参加者数	参加者 1 人あたり 200 千円 (上限 4,000 千円)
不要な福祉用具・住宅改修の是正件数	是正件数 1 件あたり 50 千円 (上限 1,000 千円)

(出所) くまもと健康支援研究所提供資料

カ 中間支援組織の役割

サービス提供者と中間支援組織を兼ねるくまもと健康支援研究所は、中間支援組織として立ち上げ期に導入可能性調査を、サービス提供期には、サービス内容の実施状況の確認を行った。

立ち上げ期に行う実現可能性調査の具体的な内容は、成果指標の設定、平成 30 年度厚生労働省モデル事業への応募、支払条件の設定、資金提供者探索等である。なお、成果指標や支払条件は、第三者評価機関であるソーシャルバリュージャパンの助言を得て設定した。

サービス提供期は、サービスの実施状況を定期的に合志市に報告した。